

第 31 回中央環境審議会地球環境部会における主な意見

1. 全般的事項

フロン等の回収・破壊について、フロン回収破壊法に基づく業務用冷凍空調機器以外についても全体的に進めていくことが重要。

国内のフロン全体のマスフローを把握でき、国民が検証できるシステムを構築すべき。回収率の推計方法についても、実態としてはもっと低いのではという意見が多いことを踏まえ、改めて確認する必要がある。

業務用冷凍空調機器については、回収・破壊制度の認知度が低い実態を制度設計の際に考慮すべき。

フロンを回収する者にとっては、廃棄する機器から回収する場合も、整備の際に回収する場合も本質的な違いはないため、整備時についても、廃棄時同様の位置づけを行うべき。

代替フロン等 3 ガスの排出抑制に関しては、産業界の努力によるところが大きく、その一方で、使用機器からのフロン類の回収率が低いままでは業種間での不公平がある。

2. 所有者と取次者の責任関係

現行法での取次者の位置づけの曖昧さが、確実な回収の妨げになっていることから、制度改正により、取次者の位置付け・責任を明確にする必要がある。

本来、フロン回収の責任を負うべきは、機器の利用による便益を享受した所有者。また、取次を行う建築業者や解体業者は、必ずしもフロンの取扱いに熟知しているわけではない。費用負担の問題においては、所有者と取次者の力関係も考慮に入れて検討すべき。取次者に過大な責任を負わせるべきではない。

排出者（所有者）責任を明確にした上で、事前に機器を確認して所有者に知らせる仕組みが必要。

3. フロン回収における経済的インセンティブ

フロン回収に経済的インセンティブを持たせることを検討すべき。義務づけや罰則だけでは監視のための行政コストが高くつく。

利益を得る者がいれば、その一方で誰かしら経済的な負担を負う者がいるため、廃棄者に経済的インセンティブを与えるのは難しい。優良業者の公表など情報公開的な手法はあるが。

使い終わった市場価値のない物の回収・処理には経済的インセンティブは働かない。こうした廃棄物の処理においては、デポジットを制度化するか、不正を取り締まって罰則をかけるかのいずれかが必要。

4 . 諸外国の状況

他国と比較して、日本のフロン等排出抑制対策はどの程度進んでいるのか。政府は、世界に先駆けて最先端のモデルを構築するという考えの下で制度改正を検討しているのか。

日本は、技術的には先進国。途上国に積極的に技術移転をしていくことが重要。諸外国で回収率の高い国があれば、その取組は参考になるのではないか。

5 . 化学物質管理の視点

フロン回収における製造者責任の問題については、化学物質管理の推進に関する全体的な議論の中で検討することが必要。

市中に大量に蓄積している物質の排出抑制管理については、化学物質全体での管理を視野に入れて検討すべき。